

やくも防災フェスタ実行委員会規約

(名 称)

第1条 本会は、やくも防災フェスタ実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 実行委員会は、やくも防災フェスタ（以下「防災フェスタ」という。）を円滑に開催するために必要な事業を行うことを目的とする。

(事 業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を実施する。

- (1) 防災フェスタの開催計画に関すること
- (2) 防災フェスタの開催準備に関すること
- (3) 防災フェスタの実施運営に関すること
- (4) 関係機関及び団体との連絡調整に関すること
- (5) その他、実行委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること

(組 織)

第4条 実行委員会は、別表に掲げる者により構成する。

(役 員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 若干名
 - (3) 監事 2名
- 2 委員長、副委員長及び監事は実行委員会の互選により選出する。

(役員の職務)

第6条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、実行委員会の会計を監査する。ただし、必要と認めるときは、事業の執行状況について随時に監査することができる。

(任 期)

第7条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第8条 実行委員会の会議は委員長が招集し、委員長又は委員長が指名する者が議長を務める。

- 2 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(権 能)

第9条 会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 実行委員会の規約に関する事項

- (2) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 防災フェスタの開催計画に関する事項
- (5) その他実行委員会の運営に関する重要な事項

(会 計)

第10条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の経費は、補助金、その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第11条 実行委員会の事業計画及び予算、事業報告及び決算は、委員長が調整し、会議に提案する。

2 実行委員会の予算は、会議の議決により定め、決算は監事の監査を経て会議の承認を得なければならない。

(事務局)

第12条 実行委員会の事務を処理するために、事務局を八雲町危機対策課内に置く。

2 その他事務局について必要な事項は、委員長が別に定める。

(委 任)

第13条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(附 則)

この規約は、令和7年6月25日から施行する。

別表 やくも防災フェスタ実行委員会構成員一覧（八雲町防災会議委員・参与）

機 関 名	構 成 員
北海道開発局函館開発建設部八雲道路事務所長	八雲町防災会議委員
北海道開発局函館開発建設部江差道路事務所長	〃
北海道開発局函館開発建設部江差港湾事務所長	〃
函館地方気象台次長	〃
第一管区海上保安本部函館海上保安部長	〃
第一管区海上保安本部室蘭海上保安部長	〃
北海道森林管理局渡島森林管理署長	〃
陸上自衛隊第 28 普通科連隊長	〃
北海道渡島総合振興局函館建設管理部八雲出張所長	〃
北海道函館方面八雲警察署長	〃
八雲町副町長	〃
八雲総合病院長	〃
熊石国民健康保険病院長	〃
住民生活課長	〃
地域振興課長	〃
社会教育課長	〃
八雲町教育委員会教育長	〃
八雲町消防本部消防長	〃
八雲消防団長	〃
熊石消防団長	〃
北海道旅客鉄道（株）八雲駅長	〃
東日本電信電話（株）北海道支店災害対策室長	〃
北海道電力ネットワーク（株）八雲ネットワークセンター長	〃
北海道電力ネットワーク（株）江差ネットワークセンター長	〃
渡島医師会長	〃
八雲町町内会等連絡協議会長	〃
八雲アマチュア無線クラブ会長	〃
八雲町漁業協同組合代表理事組合長	〃
落部漁業協同組合代表理事組合長	〃
ひやま漁業協同組合熊石支所長	〃
八雲町女性連絡会議会長	〃
航空自衛隊八雲分屯基地司令兼北部高射群第 20 高射隊長	〃
北海道渡島総合振興局地域創生部地域政策課主幹	オブザーバー